明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（七）　二

〔告　示〕
○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（**外務**一八三）　一五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件
（**近畿地方整備局**一〇四～一〇六）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
平成二十六年度公害防止管理者等国家試験関係　四三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四三
会社その他　四四
会社決算公告　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、トルコとの間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、秘密とされた情報以外の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項についての役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。この協力は、天然に存在する原料物質の探鉱及び採掘、原子炉（両締約国政府が合意するものに限る。）の設計、建設、運転及び廃止、核燃料の生産及びそのための設備の製作、原子力の安全、核セキュリティ、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発等の分野において行うことができる。ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。（第二条関係）

2　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも又はいかなる核爆発装置のためにも使用してはならない。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。核物質等の供給に係る協力については、それぞれの国内において、国際原子力機関の保障措置が適用されていることを要件とする。この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第四条関係）

4　日本国及びトルコ共和国は、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。日本国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するように行動する。両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。両締約国政府は、原子力の安全を向上させるため、定期的に協議を行うことができる。（第五条関係）

5　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。当該核物質の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。両締約国政府は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。（第六条関係）

6　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第七条関係）

7　この協定の適用を受ける核物質は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。（第八条関係）

8　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。この協定に基づいて移転された核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。（第九条関係）

9　いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の優位を追求する等のためにこの協定の規定を利用してはならない。（第一〇条関係）

10　両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する。（第一一条関係）

11　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第一二条関係）

12　日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合、核爆発装置を爆発させる場合等には、この協定の下での協力を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一三条関係）

13　この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。（第一四条関係）

14　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生に必要な国内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、一五年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。この協定の終了の後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。（第一五条関係）

15　附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。